

民生協議会協議事項

〔 日時 令和元年7月19日(金)
午前10時
場所 第3委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 生活保護廃止決定処分に係る賠償請求事件訴訟について
- 2 介護事業者の行政処分について
- 3 (仮称)八戸市総合保健センター建設事業工期延長の協議申請について
- 4 旧八戸市南郷保健センター及び旧八戸市南郷母子健康センターの貸付の公募について
- 5 2019年上半期八戸市の火災と救急・救助について

生活保護廃止決定処分に係る賠償請求事件訴訟について

1. 事件の表示

- (1) 当事者 原告：60歳 男性
被告：八戸市（代表者 市長：小林眞）
- (2) 事件番号 令和元年（ワ）第62号
- (3) 事件名 国家賠償請求事件

2. 事案の概要

(1) 概要

原告は、八戸市福祉事務所長が行った生活保護廃止決定処分が原告の審査請求によって青森県知事より取消裁決を受けたにもかかわらず、福祉事務所が原告に対する生活保護を再開するなどの処分をしないまま8か月が経過したことが、精神的苦痛を与えるものとして、国家賠償法第1条1項に基づく損害賠償を求め、青森地方裁判所八戸支部へ提訴した。

(2) 本件訴訟に至る経緯

- ① 平成27年11月6日、原告（平成15年9月から生活保護開始）から、平成28年1月より兄と同居することを理由とする保護変更申請があったことを受け、原告に対し、兄の収入・資産に関する申告に必要な関係書類の提出を再三にわたり求めたが、原告はこれを拒否し続けた。
- ② 平成29年1月12日、弁明の機会を設けた際、原告が同居している兄の収入・資産に関する申告の指示に従わなかったことに正当な理由が認められなかったことから、生活保護法第62条第3項に基づき、原告に対する生活保護を同日付で廃止する即日処分を行った。
- ③ 平成29年3月22日、原告は、この生活保護廃止決定処分を不服として、当該処分の撤回を求め、審査庁の青森県知事あて「審査請求書」を提出した。
- ④ 平成30年10月26日、審査庁の青森県は、行政不服審査法に基づき審理を行った結果、「廃止処分は妥当ではなく、停止処分が相当と思科される。」と判断し、「本件審査請求に係る処分を取り消す。」との裁決を下した。
- ⑤ 裁決後、青森県に対して原告に対する行政処分の進め方について相談した結果、当福祉事務所より、直接、厚生労働省へ確認するよう助言があったことから、平成31年3月12日付で厚生労働省社会・援護局保護課に対して疑義照会を行い、現在、回答待ちである。
- ⑥ 令和元年7月10日、原告が青森県の裁決後、当福祉事務所が原告に対する生活保護を再開するなどの処分をしないことが原告に精神的苦痛を与えるものとして、国家賠償法第1条1項に基づく損害賠償を求め、青森地方裁判所八戸支部へ提訴した。
- ⑦ 令和元年7月17日、青森地方裁判所八戸支部より八戸市に訴状が届く。

介護事業者の行政処分について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定により、令和元年7月12日付けで指定居宅サービス事業者及び指定事業者並びに指定居宅介護支援事業者の指定取り消し処分を行いましたので、報告します。

1 事業者の名称等

- (1) 法人名 株式会社 蔵前
- (2) 代表者 代表取締役 三浦 順子
- (3) 所在地 青森県八戸市下長六丁目 11 番 4 号

2 指定居宅サービス事業者等の名称等

- (1) 事業所名称 ①ヘルパーステーション嬉野、②居宅介護支援センター嬉野
- (2) 事業所所在地 青森県八戸市大字市川町字上大谷地 13 番地 2
- (3) サービス種類 ①訪問介護、指定事業者（第1号訪問事業）
②居宅介護支援

3 処分内容 指定の取り消し

処分効力発生日 令和元年8月9日

4 処分の理由

	ヘルパーステーション嬉野	居宅介護支援センター嬉野
不正請求・不正不当行為 【法第77条第1項第6号、 法第84条第1項第11号】	ヘルパーステーション嬉野は、平成29年12月から平成30年11月までの期間において、出勤簿上、勤務していない職員によるサービス提供、利用者不在時のサービス提供等の不正請求を行った。 居宅介護支援センター嬉野は、利用者に対し、居宅サービス計画と乖離した訪問介護の提供時間、訪問時間帯及び内容のサービス提供が行われていることを認識していたにも関わらず、当該計画を変更する等適切な対応をせず、ヘルパーステーション嬉野の不正請求を幫助した。	

	ヘルパーステーション嬉野	居宅介護支援センター嬉野
<p>運営基準違反・職務遂行義務違反</p> <p>【法第 77 条第 1 項第 4 号、法第 84 条第 1 項第 3 号】</p>	<p>利用者に対して、訪問介護計画に基づきサービス提供をしなければならぬにも関わらず、これを適正に行わなかった。</p>	<p>利用者自身による選択が介護保険制度の基本理念であるにもかかわらず、必要な居宅サービス計画の変更を行わず、利用者の同意を得ないままに訪問介護を過剰に利用させた。</p>
<p>虚偽報告</p> <p>【法第 77 条第 1 項第 7 号、法第 84 条第 1 項第 7 号】</p> <p>監査において提出を命じた書類について、右記のとおり事実と矛盾する書類提出があった。</p>	<p>(1)同一利用者に対し複数の訪問介護員による同日同時間帯にサービス提供したとする記録を作成していた。</p> <p>(2)一人の訪問介護員による、同日同時間帯に複数利用者へサービス提供したとする記録を作成していた。</p>	<p>(1)同一時間帯に複数利用者のサービス担当者会議を開催したと記録を作成していた。また、サービス提供している訪問介護員又は事業所を退職している訪問介護員がサービス担当者会議に参加したとする記録を作成していた。</p> <p>(2)モニタリングの記録について、自社の有料老人ホーム入居者が退去し不在であるが、居室を訪問し本人と面接したとする記録を作成していた。</p>

5 事業者に対する経済上の措置

介護給付費の返還額については、現在協議中であるが、返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額（法第 22 条第 3 項）を加算して支払わせる。

(仮称) 八戸市総合保健センター建設事業 工期延長の協議申請について

1. 申請者及び請負工事名称について

申請者	工事名称
寺下・高橋・東邦・大館 特定建設工事共同企業体	(仮称) 八戸市総合保健センター建設事業 建築工事
溝口・河原木・久保田 特定建設工事共同企業体	(仮称) 八戸市総合保健センター建設事業 強電設備工事
日成・山匠 特定建設工事共同企業体	(仮称) 八戸市総合保健センター建設事業 弱電設備工事
サカモト・北奥・テクノ 特定建設工事共同企業体	(仮称) 八戸市総合保健センター建設事業 空気調和設備工事
三久・浪岡・青葉 特定建設工事共同企業体	(仮称) 八戸市総合保健センター建設事業 給排水設備工事

2. 工事期間について

平成29年12月19日から令和2年2月28日まで

3. 工期延長の希望期間

約2か月

4. 理由

(1) 外壁材製作工場の火災による納品の遅延

本建築物の外壁材である押出成形セメント板の製作工場で、本年5月10日（金）に火災が発生し、納品が遅れている。外壁の施工後に行う各種工程に影響を及ぼし、全体的な工程の遅れに繋がっている。

(2) 鉄骨工事に必要な高力ボルトの全国的な不足

東京五輪等の影響により、鉄骨工事に必要な高力ボルトの需要が急激に高まり全国的に不足している影響で、高力ボルトの納期に併せて全体工程の見直しを図りながら挽回を試みたが、工程に与える影響が大きく、当初計画に比べて遅れが生じる結果となった。

(3) 子育て世代包括支援センター機能追加に伴う変更設計

子育て世代包括支援センター機能追加に伴う変更設計により、躯体の床高さ及び天井吊りの各種設備器具の位置に変更が生じたため、全体調整が必要となった。

施工手順を工夫して極力工程に影響が生じないように試みたが、鉄骨加工等に時間を要したため、躯体工事に遅れが生じる結果となった。

(4) 建築工事の遅延に伴い、各種設備工事も相応の遅延が生じる

各種設備工事は、建築工事の施工後に行う工程が多くを占めるため、上記理由により建築工事が遅延した場合には、相応の期間の遅れが生じる。

旧八戸市南郷保健センター及び旧八戸市南郷母子健康センターの貸付の公募について

1. 貸付の目的

両施設については、昨年度まで実施していた介護予防事業が民間委託となり、用途がなくなったため、平成31年3月議会で条例を廃止し管理しているが、今後は施設の利用促進及び有効活用を図るため、両施設を民間事業者へ貸付するもの。

2. 貸付物件

	旧八戸市南郷保健センター	旧八戸市南郷母子健康センター
所在地	八戸市南郷大字島守字梨子ノ久保25番地3	
床面積	595.83㎡	547.66㎡
構造	鉄筋コンクリート造平家建	鉄筋コンクリート造2階建
建築年度	昭和57年度	平成10年度

3. 貸付期間及び貸付方法等

- 貸付期間 令和2年4月1日から5年間（更新可能）
- 貸付方法 一般競争入札による
- 貸付条件
 - 両施設一体貸付又は旧八戸市南郷母子健康センター単体貸付（ただし、両施設一体貸付を優先とする）
 - 騒音、悪臭等周囲に影響を及ぼさないもの
 - 風俗、暴力団関係でないもの
 - 電気・水道・間仕切り工事のみ市の負担とし、現状有姿で貸付

4. 最低貸付金額

一体貸付の場合：年額2,025,432円（税込）

旧八戸市南郷母子健康センターのみの場合：年額1,541,958円（税込）

5. スケジュール

8月1日（木）～30日（金）	入札参加申込書受付期間
9月2日（月）	入札
12月	12月補正に改修に係る費用を計上
令和2年1月～3月	各種工事
4月1日	貸付開始

※ 参加者がなかった場合は、10月1日（火）から申込みを随時受け付け、先着順で最低貸付金額による随意契約で貸付を行うこととする。

2019年上半期 八戸市の 火災と救急・救助



民生協議会資料
令和元年7月19日
消防本部

1 火災概況

(1) 発生状況

2019年上半期の火災の発生状況は、総出火件数が39件で、前年に比べ5件の増加となっている。

火災種別では、建物火災18件（前年比同数）、車両火災4件（同1件減）、林野火災2件（同1件減）、その他の火災15件（同7件増）となっている。

焼損棟数は36棟（同15件増）、り災世帯は23世帯（同11世帯増）、り災人員は54人（同31人増）、死者は7人（同6人増）、負傷者は6人（同4人増）となっている。

△印は減少

区 分		年 別	2019年(A)	2018年(B)	増減(A)-(B)
火災 件数	合 計		39	34	5
	建 物		18	18	
	林 野		2	3	△ 1
	車 両		4	5	△ 1
	船 舶				
	航 空 機				
	そ の 他		15	8	7
死 者		7	1	6	
負 傷 者		6	2	4	
り 災	世 帯		23	12	11
	人 員		54	23	31
焼 損 棟 数	合 計		36	21	15
	全 焼		10	3	7
	半 焼		5	2	3
	部 分 焼		10	12	△ 2
	ぼ や		11	4	7

(2) 出火原因

出火原因別でみると、第1位が「たき火」で7件、第2位が「ストーブ」で5件、第3位が「放火」で4件となっている。前年と比較すると「ストーブ」が4件増加、「放火」が3件増加している。

△印は減少

順位	年 別		2019年(A)	2018年(B)	増 減(A)-(B)
	原 因	合 計	39	34	5
1	たき火		7	7	
2	ストーブ		5	1	4
3	放火		4	1	3
4	こんろ		3	4	△ 1
	たばこ		3	3	
6	マッチ・ライター		2	1	1
	電灯・電話等の配線		2	1	1
9	火入れ		2		2
	溶接機・切断機		1		1
	取灰		1	1	
	排気管		1		1
	電気機器			2	△ 2
	配線器具			2	△ 2
	煙突・煙道			1	△ 1
	衝突の火花			1	△ 1
	その他		4	7	△ 3
	不明		4	2	2

2 救急概況

2019年上半期の救急出動は4,565件で、前年に比べ1件の減少、医療機関への搬送人員は4,273人で13人の減少となっている。一日の平均出動件数は25.2回、57.1分に1回の割合で出動したことになる。

事故種別の出動件数で最も多いのは、急病の3,188件(前年比27件増)で、次いで一般負傷482件(同16件減)、転院搬送440件(同36件減)、交通事故258件(同7件増)となっている。

覚知から現場到着までに要した平均時間は8.8分、覚知から医療機関収容までに要した平均時間は35.0分である。

△印は減少

区分	出動件数			搬送人員			
	2019年 (A)	2018年 (B)	増減 (A)-(B)	2019年 (A)	2018年 (B)	増減 (A)-(B)	
合計	4,565	4,566	△1	4,273	4,286	△13	
急病	3,188	3,161	27	2,987	2,955	32	
一般負傷	482	498	△16	466	480	△14	
交通事故	258	251	7	255	256	△1	
自損行為	41	48	△7	26	33	△7	
運動競技	40	30	10	40	29	11	
労働災害	37	42	△5	36	41	△5	
火災	35	16	19	8	2	6	
加害	15	20	△5	14	17	△3	
水難事故	3	4	△1	1		1	
自然災害	2	1	1	2	1	1	
その他	転院搬送	440	476	△36	438	472	△34
	医師搬送	12	11	1			
	資器材等輸送						
	その他	12	8	4			

(注)事故種別中「その他のその他」には、正常分娩・泥酔者・虚偽等を含む。

3 救助概況

2019年上半期における救助出動は23件で前年と同数、救助人員は20人で9人増加となっている。

事故種別では、交通事故が12件(前年比1件減)、火災が4件(同3件増)、建物等による事故が3件(同2件増)、水難事故が1件(同3件減)、その他の事故が3件(同同数)となっている。

事故種別毎の救助人員は、交通事故が12人、火災が5人、建物等による事故が2人、その他の事故が1人となっている。

△印は減少

区分 種別	出動件数			救助人員		
	2019年 (A)	2018年 (B)	増減 (A)-(B)	2019年 (A)	2018年 (B)	増減 (A)-(B)
合計	23	23		20	11	9
交通事故	12	13	△1	12	9	3
火災	4	1	3	5	1	4
建物等による事故	3	1	2	2	1	1
水難事故	1	4	△3			
機械による事故		1	△1			
自然災害						
ガス及び酸欠事故						
その他の事故	3	3		1		1